

1 調査名称：(みなべ町)総合都市交通体系調査

2 調査主体：みなべ町

3 調査圏域：南部都市計画区域

4 調査期間：令和3年度

5 調査概要：

本町の都市計画道路は昭和46年に4路線、平成8年に3路線、計7路線が都市計画決定されており、現在4路線が整備完了済みで3路線が未完了(うち1路線が未着手)となっている。

当初の計画道路が道路構造の変化により、実現性が低い道路となり又、阪和自動車道開通によりみなべインターチェンジが設置され、当初の都市計画では想定されていなかった交通体系の変化がみられる。

又、本町は特に地震・津波による災害の危険性が非常に高い立地であることから、市街地と高台を接続する等、災害対策を考慮した効率的な道路網の整備が急務であると考えている。

本町では、そのような課題の解決、また今後の交通アクセスの安全性と効率化を図るため、都市計画道路7路線の現状把握を行い、必要性を検討したうえで、国道・主要地方道などの幹線道路への影響を考慮した道路ネットワークの見直しを早期に実施するものである。

調査概要

- 1 調査名称：(みなべ町)総合都市交通体系調査

- 2 報告書目次
 - 1 . 業務概要

 - 2 . 会議等運営補助(庁内会議)

 - 3 . 関係機関協議

 - 4 . 住民意見の把握

 - 5 . 都市計画変更図書作成

 - 6 . 会議等運営補助(都市計画審議会)

3 調査体制

株式会社 ウエスコ	
(主任技術者) 藤田 喜文	e-mail: yoshifumi.fujita@wesco.co.jp
(照査技術者) 兵頭 良一	e-mail: r-hyoudou@wesco.co.jp
(担当技術者) 赤池 曜	e-mail: y-akaike@wesco.co.jp [業務窓口]
(その他技術者) 津田 勝啓	e-mail: k-tsuda@wesco.co.jp
[業務窓口連絡先]	
株式会社ウエスコ 岡山支社 技術部 交通計画課	
〒700-0033 岡山県岡山市北区島田本町 2-5-35	
TEL 086-254-2367(ダイヤルイン) FAX 086-256-5161	
(営業担当者) 永野 昌征	e-mail: m-nagano@wesco.co.jp
株式会社ウエスコ 和歌山営業所 営業課	
〒640-8044 和歌山県和歌山市板屋町 22	
TEL 073-402-5644 FAX 073-427-2170	

みなべ町役場 建設課

4 委員会名簿等

番号	機 関 名	役職等	氏 名
1	みなべ町自治振興委員会連絡協議会	会長	松川 嘉之
2	みなべ観光協会	会長	岩本 恵子
3	みなべ町商工会	会長	植田 英明
4	みなべ女性会	会長	松川 賀子
5	みなべ町農業員会	会長	松本 博文
6	みなべ町農業振興協議会	顧問	木下 登吉男
7	みなべ町漁業振興協議会	会長	小谷 繁
8	みなべ町議会総務文教常任委員会	委員長	谷本 吉弘
9	みなべ町議会産業建設常任委員会	委員長	真造 賢二
10	紀南河川国道事務所	事務所長	川尻 竜也
11	日高振興局建設部	部長	山本 弘樹
12	田辺警察署	交通課長	児玉 高幸
13	一般社団法人 和歌山県建築士会田辺支部	副支部長	小田 貢

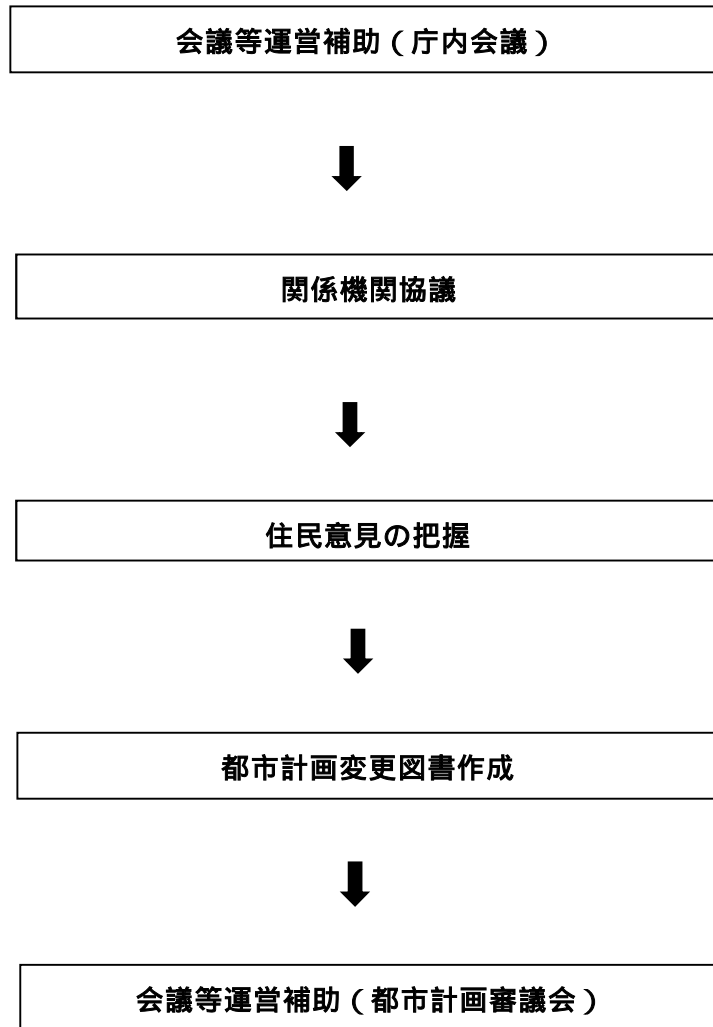
都市計画審議会（会長）：松川 嘉之

調査成果

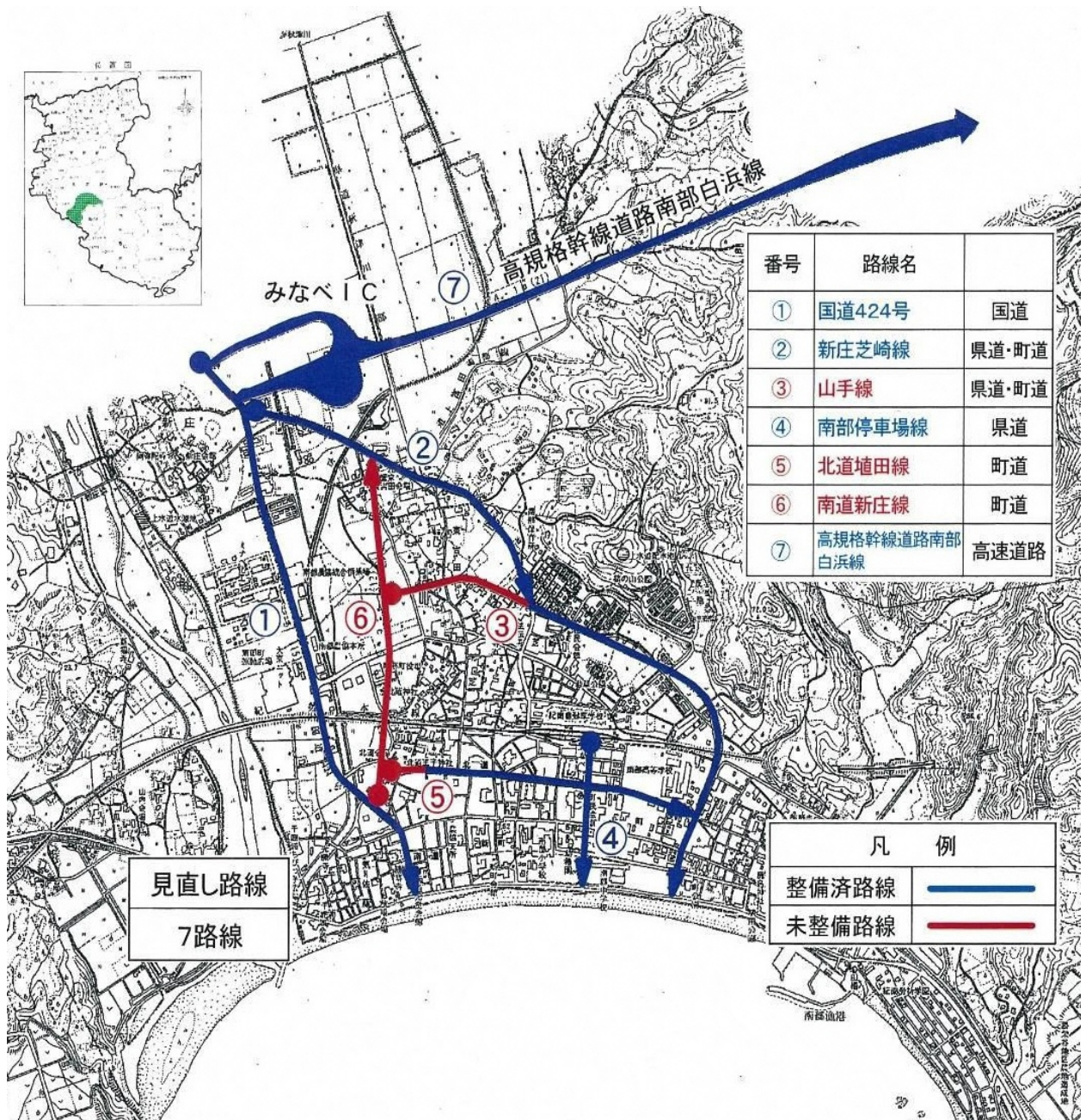
1 調査目的

みなべ町には、都市計画決定以降、長期間にわたり未着手の都市計画道路がある。本業務では社会状況を踏まえ、効率的・効果的なまちづくりを実現するために、都市計画道路の見直しを行うことを目的とする。

2 調査フロー



3 調査圏域図



4 調査成果

みなべ町都市計画道路見直し（素案）

令和3年9月






みなべ町建設課

目次

1. 都市計画道路とは
2. 都市計画道路見直しの必要性
3. みなべ町における都市計画道路の状況
4. 見直し対象路線
5. 都市計画道路の見直し方針
6. 今後の進め方

1. 都市計画道路とは

- 都市計画道路とは、都市の健全な発展と秩序ある整備をはかるため、都市計画法に基づいて建設計画が決定された道路です。
- その機能としては、人や物資の円滑な移動を確保するための「交通機能」だけでなく、防災空地や各種公共施設の収容空間としての「空間機能」、都市構造を形成し街区を構成する「市街地形成機能」といった多様な役割を有しています。

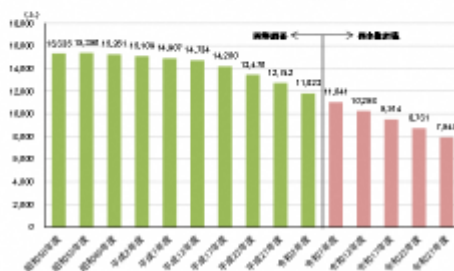
交通機能	空間機能			市街地形成機能
	都市環境機能	都市防災機能	収容機能	
 <ul style="list-style-type: none"> 人や物資の移動の通行空間としての機能 沿道土地利用のための自動車の駐停車、荷捌等の沿道サービス機能 	 <ul style="list-style-type: none"> 景観、日照、緑化等の都市環境保全のための機能 	 <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の避難や救援活動のための通路としての機能 火災等の拡大を遅延、防止するための機能 	 <ul style="list-style-type: none"> 公共交通※1、供給処理施設※2、道路付属物※3などの導入空間としての機能 <p>※1：バス、路面電車等 ※2：下水道、上水道等 ※3：電灯、信号等</p>	 <ul style="list-style-type: none"> 都市の骨格として、発展方向や土地利用の方向を規定する機能 人々が集い、遊び、語らう日常生活のコミュニティ空間としての機能

2

2. 都市計画道路見直しの必要性

- みなべ町の都市計画道路は、昭和40年代に決定された路線が多くありますが、一部の追加や変更等を除き、現在まで大きな見直しがされておらず、また長期にわたり未着手の路線もあります。
- 将来人口の減少などの社会情勢の変化を踏まえ、決定当時の都市計画を見直す必要が生じています。
- また、計画決定後、計画内の土地には**建築制限**が課せられています。

みなべ町の人口推移



<建築制限の基準>

- 2階建以下で、地階（地下の階）を有しないこと。
- 主要構造部分が木造、鉄骨造等であり、鉄筋コンクリートブロック造などの堅固な建物ではないこと。

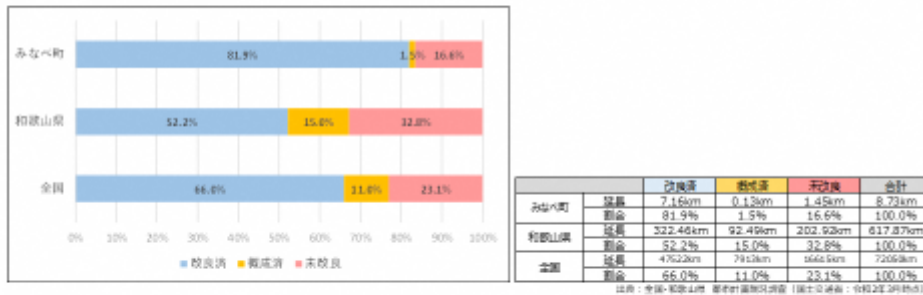
都市計画法第14条、14条（建築の許可）の基準

※出典：SSO-H07（国勢調査）E322表（日本の総人口推計）推計人口（平成30年3月推計） 国立社会保障・人口問題研究所

3

3. みなべ町における都市計画道路の状況

- みなべ町の都市計画道路の総延長は8.733kmで、このうち、改良済延長が7.156km (81.9%)、概成済延長が0.130km (1.5%)、未改良延長1.447km(16.6%)となっています。
- 改良済延長割合は全国(66.0%)や和歌山県(52.2%)より高くなっています。



概成済とは、

改良済以外の区間のうち、都市計画道路の計画幅員の2/3以上の幅員、又は4車線以上の供用道路で、整備済の都市計画道路と同程度の機能を果たし得る現道を有する区間

4

4. 見直し対象路線

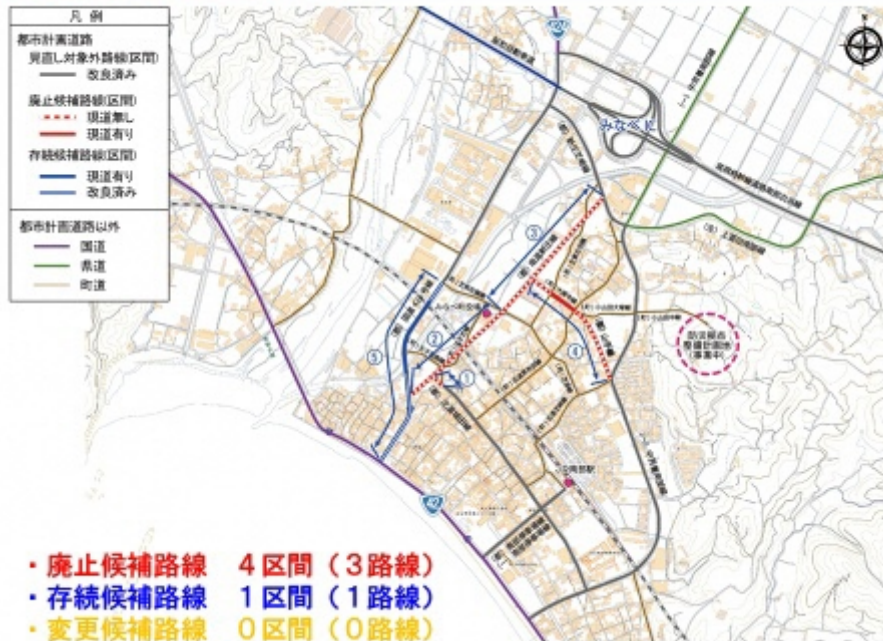
- 改良率が100%に満たない路線（未改良・概成済を有する路線）を見直し対象路線とします。

■みなべ町の都市計画道路一覧（令和3年3月時点）

番号	区分	規格	一本幅員	路線名		起点	終点	車線数	幅員(m)	延長(m)	改良済延長(m)	概成済延長(m)	事業中延長(m)	改良率	見直し対象路線
				路線名	路線名										
1	4	1	20.5	高規格幹線道路南部白浜線	南部11丁目線宇東橋	南部11丁目線宇東橋		21	2,250	2,250			100%		
3	5	1	12	北道堀田線	北道49-1	芝283-1		12	1,000	956			96%	○	
3	5	2	12	南道新庄線	北道45-1	南吉田字大塚		12	900	0			0%	○	
3	5	3	13	南道停車場線	芝283-3	芝510	2	13	330	330			100%		
3	5	4	12	山手線	南吉田124-1	芝481-2		12	1,620	1,165			72%	○	
3	5	5	15	国道424号線	南部11丁目線宇東橋	南部町南道字浜崎		15	1,563	1,433	130		92%	○	
3	5	6	13	新庄芝崎線	南部町北道字大塚	南部町芝字道野		13	1,020	1,020			100%		
計				7路線						8,733	7,156	130	0	81.9%	

5

見直し検証結果（素案）



8

各区間の見直し検証結果概要（廃止候補路線）

廃止候補路線 4 区間（3 路線）

和歌山県都市計画道路見直し方針に基づく検討の結果、廃止候補路線となった下記の路線は、廃止の都市計画決定をすみやかにすることとします。

・ 北道埴田線（区間①）

北道埴田線は、みなべ町市街地部を東西に横断する道路として都市計画決定され、本区間を除いた96%の整備が完了しています。
本区間の北側には2車線の町道王子電南線（一部すれ違い可能な1車線の歩道未整備ではありますが、通学路ではなく現時点での歩道設置の必要性は低い）が国道424号に接続しており、代駕路線として機能しています。
そのため、都市計画道路ではなく、代駕道路を必要に応じて部分的に改良することが効果的・効率的であります。

・ 南道新庄線（区間②③）

南道新庄線は、当初みなべ町市街地を南北に縦断する道路として昭和46年に都市計画決定されましたが、高速道路やみなべICの都市計画決定に合わせて（部）国道424号線、（部）新庄芝崎線が都市計画決定（平成8年）し、整備されたこともあり全線未整備であります。
そのため、代駕路線（（部）新庄芝崎線・国道424号・町道芝気佐藤線）により都市計画道路の整備目的や機能が既に確保されています。
また、本路線と並行して1車線の町道王子芝線や町道芝東吉田線もあり、みなべ町役場へのアクセスや地域の実生活道路として機能しています。

・ 山手線（区間④）

山手線は、当初みなべ町市街地の環状な道路として昭和46年に都市計画決定され、本区間を除いた72%の整備が完了しています。また、本区間の現道および北側では、現在事業中の防災広場への避難路（町道大塚中線・町道小山田大塚線）が整備されています。
本路線の整備済み区間および、代駕路線（町道大塚中線・町道小山田大塚線・町道芝東吉田線・町道芝気佐藤線）により機能しています。そのため、都市計画道路ではなく、代駕道路を必要に応じて部分的に改良することが効果的・効率的である。

9

各区間の見直し検証結果概要（存続候補路線）

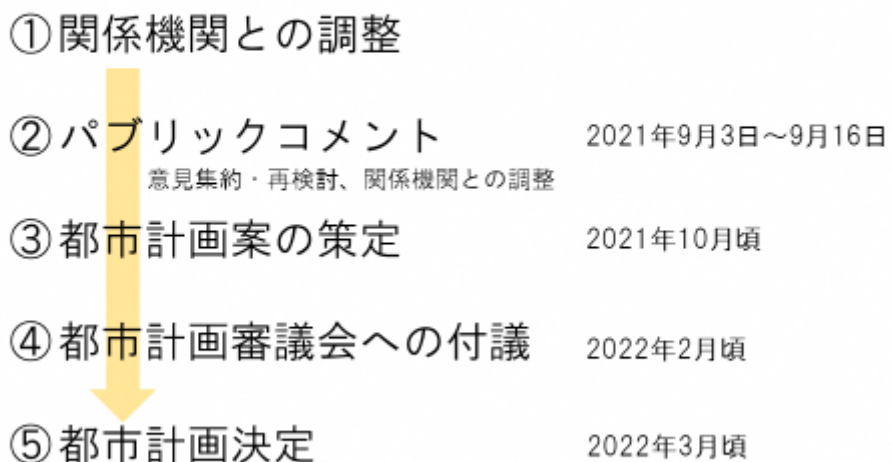
存続候補路線 1 区間（1 路線）

・国道424号線（区間⑤）

みなべ町都市計画マスタープランにおいて、「都市幹線道路」に位置付けられています。
また、現道の国道424号が第二次緊急輸送道路に指定されており必要性が認められるため、存続候補路線としました。

10

6. 今後の進め方



11

